

教文財 第 73号-2  
令和 5年 8月25日

関市文化財審議会 会長 様

関市教育委員会

関市重要文化財指定解除の可否について（諮問）

関市文化財保護条例（昭和42年関市条例第13号）第4条の規定により、下記の文化財について、令和5年2月21日付で岐阜県重要無形文化財に指定されたので、指定解除の可否を関市文化財審議会に諮問します。

記

- 種別 無形文化財  
名称 日本刀  
保持者 尾川 光敏（刀匠名：尾川 兼國）  
山県市西深瀬1670番地4